

資料 1 へのご意見について

1. 資料 1 へのご意見について

委員から事前にいただいた資料 1 へのご意見等に対する回答を表 1 に示す。

表 1 資料 1 へのご意見等に対する回答

No	資料 1-1 対応表 No	質問・意見	回答
1	2	容器包装プラと製品プラをまとめて回収することについては、現事業者からも容器プラの品質低下や選別作業の無駄につながるのではないかという指摘を伺っている。収集は構成市町で行うことではあるが、事業者や市民の声も聴いた上で具体的な方策を検討していただきたい。	以下のとおり、追記しました。 (資料 2-2 No.2 参照) 【追記事項】 汚れを落として出していただくよう 構成市町と連携し 、お願いしてまいりますと考えています。
2	2	汚れたプラスチックについては現状も含まれており、サーマルリサイクルを行っていることと、新たな可燃ごみ処理施設においては発電設備を有するため、燃やしてサーマルリサイクルとする旨を記載すべきではないか。	以下のとおり、追記しました。 (資料 2-2 No.2 参照) 【追記事項】 現在、容器包装プラスチックに混入した汚れたプラスチックについては、委託業者によるサーマルリサイクル等が行われており、新たなごみ処理施設においても、汚れたプラスチックは、発電設備を備えた可燃ごみ処理施設によってサーマルリサイクルを行っていく予定です。
3	2	汚れたプラスチックなどをどうするのかについて記載がない。「汚れたプラスチックの分別については、構成市町村と今後調整していく。」など、明確に記載すべきではないか。	以下のとおり、追記しました。 (資料 2-2 No.2 参照) 【追記事項】 また、 汚れたプラスチックの分別方法なども含め 、プラスチック類の収集方法については構成市町と今後調整していくこととなります。

No	資料 1-1 対応表 No	質問・意見	回答
4	3	<p>【BDF 化施設】 「設備を有効に活用できる量が確保できず」という部分は設計次第であると考えられる。 品質管理や運転管理などを含めた費用対効果のことを記載すべきではないか。</p> <p>【CCU】 海外も含め、実用化しているところもあるので「技術的な面で発展途上」という記述は不要であると考えられる。</p>	<p>以下のとおり修正しました。 (資料 2-2 No.3 参照)</p> <p>【修正事項】 (BDF 化施設) ご指摘のとおり、「構成市町から発生する廃食油の量では、設備を有効に活用できる量が確保できず、」ではなく、「精製油等の利用確保、運転管理、品質管理などの」と修正しました。</p> <p>(CCU) ご指摘のとおり、「現段階では技術的な面で発展途上であり、」を削除しました。</p>
5	3	<p>意見としては、補助的な施設について「事業者提案が可能な施設としてほしい」としているのに対し、組合の回答は「事業者提案を求めることは難しい」としており、若干食い違っているように感じます。</p> <p>意見は、提案を義務付けるべきということではなく、事業者による提案を認めるべきというもので、もし自由な提案を認めないということであればその理由をきちんと説明すべきと思います。</p>	<p>ご意見では、具体的に「BDF 化施設」、「おむつリサイクル施設」について記載がありましたので、この施設について、提案を求めることは難しいと記載しました。しかしながら、ご指摘いただいた通り、自由な提案を認めないということではありませんので、以下のとおり修正及び位置の変更をしました。 (資料 2-2 No.3 参照)</p> <p>【修正事項】 以上を踏まえ、本計画においては「BDF 化施設」と「紙おむつリサイクル施設」について、こちらから提案を求めることは難しいと考えています。ただし、事業者の選定時における、事業者からの自由な提案については可能であると考えます。</p>

No	資料 1-1 対応表 No	質問・意見	回答
6	7	劣化したプラスチック類に関して要求水準書を作成するときに検討するとあるが、回収や分別の話であるので、構成市町と検討する内容であると思われる。「(汚れたプラスチックと同様に)構成市町と検討する」という記述でよいのではないか。	<p>以下のとおり、修正しました。 (資料 2-2 No.7 参照)</p> <p>【修正事項】 ご指摘のとおり、「次年度以降実施する事業者選定の事務において、作成する要求水準書の中で検討します。」を削除し、「構成市町と今後検討していきます。」を追記しました。</p>
7	9	検討委員会には1つの候補地＝現建設予定地しか挙げられておらず、「考え方及び修正内容」に記載されたような検討は行っていないし、説明も受けていないと記憶しています。そもそも建設予定地は組合ではなく2市1町の合意により選定されたものであり、2市1町の合意を超えて組合として見解を示す必要があるのか疑問です。	<p>建設予定地については、2市1町の合意に基づき第 1 期の建設検討委員会において、調査研究及び検討がなされ、その答申を踏まえ、当該地に決定いたしました。その内容及び整備構想時のパブリック・コメントでお示した考え方等の要約を記載しましたが、説明が不足していたため、以下のとおり、追記しました。 (資料 2-2 No.9 参照)</p> <p>【追記事項】 建設予定地については、2市1町の合意に基づき第 1 期の建設検討委員会において、調査研究及び検討がなされ、その答申を踏まえ、当該地に決定いたしました。その調査等の内容については、住民説明会や組合ホームページなどで住民の皆さまにお示ししております。 この内容及び整備構想時のパブリック・コメントでお示した考え方等を意見に対する回答として、要約して記述しますと以下のとおりとなります。</p>
8	10	「重厚な人工建造物の建設可否に疑問がある」の答えがない。	<p>以下のとおり追記しました。 (資料 2-2 No.10 参照)</p> <p>【追記事項】 建設予定地には支持地盤が確認されており、ごみ処理施設の建設は可能であると考えております。</p>

No	資料 1-1 対応表 No	質問・意見	回答
9	15	<p>紙類、生ごみ、木くずはカーボンニュートラルだから、どんどん燃やしてもいいと言っているように受け取られかねない。</p> <p>衛生面や減容化など、なぜごみを燃やすのかを説明し、市民町民が協力して燃やすごみを極力少なくすることが大切であることを記載すべきではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、詳細に記述することとしました。</p> <p>以下のとおり修正します。 (資料 2-2 No.15 参照)</p> <p>【修正事項】</p> <p>修正前:「新施設で処理する可燃ごみは、その多くが紙類、生ごみ、木くず等であり、p.75 の重要ポイントに示すように、これらの焼却処理によって排出された二酸化炭素はカーボンニュートラルとして扱われ、環境省が集計する温室効果ガス排出量の算定対象に含まれません。</p> <p>また、可燃ごみの一部分として、やむを得ず含まれる合成繊維や合成皮革等の分別・リサイクルができないプラスチック類についても、熱エネルギーの回収により、できる限り環境負荷を減らす計画としています。</p> <p>以上のことから、処理方式の選定結果は、ゼロカーボンシティ宣言や基本理念に反していないと考えます。」</p> <p>修正後:「ご指摘のとおり、ゼロカーボンシティの実現のためには、紙類などの資源となるものをできる限りリサイクルする必要がある、そのためには住民の皆さまの分別のご協力が必要となってきます。</p> <p>一方で、現在生じている多くの可燃ごみを処理するためには、衛生面や減容化の観点から焼却処理を行わざるを得ません。</p> <p>脱炭素の観点から考えた場合には、可燃ごみの大半を占める紙類、生ごみ、木くず等の焼却処理によって排出された二酸化炭素はカーボンニュートラルとして扱われるため、主にプラスチック類の焼却が問題とな</p>

No	資料 1-1 対応表 No	質問・意見	回答
			<p>ります。</p> <p>(p.75 の重要ポイント参照)</p> <p>そのため、本事業においてはプラスチック類資源化施設を設け、今までサーマルリサイクル等となっていたプラスチック類についても極力マテリアルリサイクル等を行うことで脱炭素を目指していきたいと考えております。</p> <p>また、可燃ごみの一部分として、やむを得ず含まれる合成繊維や合成皮革等の分別・リサイクルができないプラスチック類についても、熱エネルギーの回収により、できる限り環境負荷を減らす計画としています。</p> <p>ゼロカーボンシティの実現を目指すため、燃やすごみを極力少なくしていくことが必要ですので、引き続き、資源の分別にご協力くださいますようお願いいたします。」</p>

凡例) 青字: 削除した箇所

赤字: 追加・修正した箇所